

「文化に関する県民意識調査業務」に関する一般競争入札公告

文化に関する県民意識調査業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和6年9月20日

岐阜県知事 古田 肇

本調達は、資料提出及び入札を電子手続（ICカードが必要）で行う案件である。なお、本サービスを利用できないものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出することができる。

1 一般競争入札に付する事項

（1）委託業務の名称

文化に関する県民意識調査業務

（2）委託業務の仕様等

入札説明書による。

（3）履行期限

契約締結日から令和7年3月26日（水）まで

（4）履行場所

入札説明書による。

2 入札参加者の資格に関する事項

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

（3）岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

（4）県内に本店又は支店、営業所を有すること。

（5）令和3年度以降に、国・都道府県・市区町村で同種（選挙人名簿もしくは住民基本台帳より層化二段無作為抽出・クロス集計を含めた報告書の作成）かつ同規模（調査対象者2,000人）以上の調査業務の契約実績（完了済みのもの）を有すること。

3 入札手続等に関する事項

（1）担当部局

郵便 500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号

岐阜県環境生活部県民文化局 文化創造課

電話（代表）058-272-8241 FAX 058-278-3529

Eメール c11146@pref.gifu.lg.jp

（2）入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 6 年 9 月 20 日（金）から令和 6 年 10 月 4 日（金）までの県の機関の休日を除く午前 6 時から午後 11 時まで。ただし、初日は岐阜県電子調達システム（入札情報公開システム）公開後からとする。

イ 交付場所

岐阜県電子調達システム（入札情報公開システム）に掲載する。

（3）競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を 3 の（1）まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

提出期限 令和 6 年 10 月 7 日（月）午後 5 時

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で行う場合は、必着のこと。）

イ 競争入札参加資格の確認結果は、令和 6 年 10 月 9 日（水）までに通知する。

なお、入札参加資格が認められた後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を入札執行日時までに 3 の（1）まで提出すること。

（4）入札の日時及び場所

ア 日 時 令和 6 年 10 月 11 日（金）午後 2 時

（入札を郵便等又は電子手続で行う場合は、令和 6 年 10 月 10 日（木）

午後 5 時までに 3 の（1）に必着のこと。）

イ 場 所 岐阜市薮田南 2 丁目 1 番 1 号

岐阜県庁 9 階 907・908 会議室

（5）開札の日時及び場所

3 の（4）に同じ。

（6）契約条項を示す場所

3 の（1）に同じ。

（7）入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第 114 条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

（ア）落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

- (イ) 最低の金額をもって入札した者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (ウ) 落札者がいないときは、直ちに再度の入札をする。ただし、入札者の中に郵便等又は電子手続による入札を行った者がある場合は、この限りでない。

再度の入札を行った結果、落札者がないときは、原則として再度公告し、入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

また、落札者は契約を締結する前までに、落札価格の内訳書を提出しなければならない。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 3の(1)の承諾を得た場合に限り郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名及び入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて提出すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。

また、落札者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、同期間に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。